コンプライアンス規程

(1)　（目的）
第１条　この規定は、特定非営利活動法人 Lino（以下「当法人」という）の倫理規定の理念に則り、当法人に適用又は適用の可能性のある法令、定款又は内部規定の遵守（以下「コンプライアンス」という。）上の問題を的確に管理及び処理し、もってその事業活動の公正かつ適正な運営に資するための組織及びコンプライアンス施策の実施及び運営の原則を定めることを目的とする。

（基本方針）
第２条　当法人の役員及び職員（以下「役職員」という。）は、法令、定款及び内部規程の内容を真摯に受け止め、事業活動の業務遂行に際してはコンプライアンスを最優先する。

（責任者）
第３条　この法人のコンプライアンスに関わる者として、コンプライアンス担当理事を置く。

（コンプライアンス担当理事）
第４条　コンプライアンス担当理事は、理事会において選任する。コンプライアンス担当理事は、理事会に対し、定期的にこの法人のコンプライアンスの状況について、報告する。
２　コンプライアンス担当理事は、コンプライアンス全般にかかわる事項を所管し、コンプライアンスに関する各種施策を立案し、実施する責務を有する。
３　コンプライアンス担当理事の役割及び権限は以下のとおりとする。
(1)　コンプライアンス施策の実施の最終責任者
(2)　コンプライアンス違反事例の対応の統括責任者
(3)　コンプライアンス施策の検討及び実施
(4)　コンプライアンス施策の実施状況のモニタリング
(5)　コンプライアンス違反事件について原因の究明に向けた分析及び検討
(6)　コンプライアンス違反の関係者の厳格な処分の検討及び再発防止策の策定
(7)　第５号の原因の究明に向けた分析及び検討の結果並びに第６号の処分及び再発防止策の公表

（報告、連絡および相談ルート）
第５条　役職員は、コンプライアンス違反行為又はその恐れがある行為を発見した場合は、速やかにコンプライアンス担当理事に報告する。ただし、内部通報規程に基づく通報等を行った場合はこの限りでない。
２　コンプライアンス担当理事は、前項の報告で、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある事象を知ったときは、直ちに事実関係の調査を行い、対応方針を検討し、当該

事象への対応を実施する。

（改廃）
第６条　この規定の改廃は、理事会の決議による。

附則
この規定は、令和５年３月３１日から施行する。